

令和5年 9月 15日

関西電力株式会社

執行役社長 森 望 殿

原子力規制委員

高浜発電所第2号機の試験使用承認について

2023年7月26日付け関原発第269号をもって申請がありました上記の件については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項の規定により、改正法による改正前の、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11第1項のただし書及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第17条第1号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

原子炉本体

2. 使用期間

自：令和5年9月15日

至：平成28年6月10日付け原規規発第1606105号、平成29年7月19日付け原規規発第1707192号、平成30年1月31日付け原規規発第18013114号、平成30年6月27日付け原規規発第1806276号、平成30年8月6日付け原規規発第1808064号、平成30年11月26日付け原規規発第1811266号、平成31年1月28日付け原規規発第1901282号、平成31年3月27日付け原規規発第1903272号、平成31年4月26日付け原規規発第19042614号、令和元年6月21日付け原規規発第1906218号、令和元年8月19日付け原規規発第1908192号、令和2年1月24日付け原規規発第2001242号、令和2年2月19日付け原規規発第2002193号及び令和2年3月30日付け原規規発第2003305号をもって認可した改正法による改正前の原子炉等規制法の使用

前検査の合格日

### 3. 使用の方法

平成24年6月の原子炉等規制法の改正並びに関連規則等の改正を踏まえ、重大事故等に対処するために必要な施設の整備など、実用発電用原子炉及びその附属施設の基本設計方針等の変更の実施に伴い、原子炉本体が安定した連続運転ができることを確認できるまで原子炉本体を使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。